

## 関西国際空港にご到着された皆さまへ ～お知らせとお願い～

関西空港検疫所では、2020年8月1日から新型コロナウイルス感染症の検査のための新たな検査機器を導入し、検査結果の判明までに要する時間を大幅に短縮することが可能となりました。

これに伴い、国内での感染拡大のリスクを最小限にするため、日本政府の新たな方針で、海外の流行国や流行地域から到着される全てのお客さまは、検査結果が判明するまで空港内で待機していただくこととなりました。

本日、関西国際空港に到着した後に受けていただく検疫の手順は、以下のとおりです。

### 到着後の検疫の手順

#### 降機

- ・ 検疫官の指示に従い、速やかにご移動ください。
- ・ 国際線乗り継ぎの方を優先的に降機させる場合があります。

#### A 書類確認

- ・ 質問票、健康カードを確認して検査対象の方を判別します。
- ・ お名前、14日以内の滞在歴、症状を確認し、検査番号と容器をお渡しします。

#### B 唾液採取

- ・ ブース内で唾液を1～2mL、容器に採取してください。唾液採取が困難な方などは、鼻に細い綿棒を入れて鼻咽頭ぬぐい液を採取します。

#### 待機場所へ移動

- ・ 検査結果をお待ちいただく待機場所に移動します。
- ・ お待ちいただく前に、書類審査を受けてください。

#### C 書類審査

- ・ 質問票、健康カードに必要事項が全て記載されていることを確認します。
- ・ 日本国内での住所、電話番号、メールアドレスが必要です。

#### 検査結果待ち

- ・ 待機場所で2～3時間程度お待ちいただきます。
- ・ 乗客数や他の便の到着状況により、前後する場合があります。

#### 検査結果判明

- ・ 結果が判明した方から順番に、検査番号でお知らせします。
- ・ 再検査が必要になる場合など、引き続きお待ちいただく場合があります。

#### D 結果通知

- ・ 結果通知ブースに移動して検査番号をお知らせください。
- ・ 検査結果をお伝えします。

### 検査結果が陰性(異常なし)と判定された方は入国審査へ

#### 【注意事項】

皆さまの検査結果待ち時間を短縮するために、以下のご協力をお願いいたします。

- \* 出発空港又は機内で配布された書類への記入は、全て機内で済ませてください。未記入の項目があると、確認や審査に時間がかかるため、順番が前後する場合があります。
- \* 関西国際空港に到着後、降機する(航空機から降りる)タイミングは、検疫官の指示に従ってください。国際線に乗り継ぐお客さまなどを、優先的に降機させる場合があります。
- \* **唾液採取が終了するまで、飲食は禁止です。** 飲食後の唾液は、判定できない場合があります。
- \* お手洗いは、待機場所内にございます。

## (参考)よくあるお問い合わせ

Q. どのような検査を受けるのですか？

A. 唾液(つば)1~1.5mL を採取していただいて、抗原定量検査を実施します。PCR 検査とは異なり、短時間で結果を判定することができます。唾液を出せない方、乳幼児など唾液の採取が難しい方は、鼻に細い綿棒を入れて鼻咽頭ぬぐい液を採取します。

Q. 検査結果が出るまで、どれぐらい待機が必要になりますか？

A. 2 時間程度で結果が判明する予定です。ただし、頻度は低いですが、再測定(唾液の再採取は不要です。)が必要になる場合もあり、待ち時間が 3 時間程度になる場合もあります。再測定になった方は、検疫官からお知らせします。

再測定でも判定できなかった方は、PCR 検査(唾液等の再採取は不要です。)を実施することとなります。PCR 検査を実施する方は、さらに 3 時間程度の待機が必要になります。

Q. 検査結果が陽性の場合はどうなりますか？

A. 検疫法に基づき、検疫所が指定する病院又は療養施設で隔離することとなります。別の場所で待機していただきますので、検疫官の指示に従ってください。

Q. 入国して 14 日間は、家族に感染させないためにホテルで待機することは可能ですか？

A. ホテルや民泊など、ご自身で確保された宿泊施設で待機することが可能です。その際、宿泊にかかる費用については、ご自身で負担していただくこととなります。また、宿泊施設への移動に際しては、電車、バス、タクシー、航空機(国内線)、旅客船などの公共交通機関を使用しないようお願いいたします。

Q. 迎いの車やハイヤーが到着するまで時間がかかる場合は、どこで待てばいいですか？

A. マスクを着用して不特定の方々との接触を避け、一定の距離を保って空港内のロビーなどでお待ちください。

Q. 保健所等による健康確認は、どのように行われますか？

A. 「質問票」に記載していただいた国内の住所を管轄する保健所から、「質問票」に記載いただいた連絡先に、電話又はメールによる健康状態の確認が行われます。

なお、国内の電話番号をお持ちの方は、別途配付する「同意書」に同意・署名いただければ、保健所からの連絡に代わりLINEアプリ又は自動音声電話による確認をご利用いただくことも可能です。

Q. 日本に居所がなく、所持金も少ない場合はどうすればよいですか？

A. 現在の日本政府の水際対策は、国内の滞在場所等の手配を済ませてから帰国・入国するのが前提となっています。滞在場所が決まっていない場合や宿泊施設での滞在費用に心配が有る場合は、ご家族やご親族、ご友人等に連絡して手配を進めてください。

なお、検疫所では、個人的なご相談やご要望には一切お応えすることはできません。